

議員提出第 8 号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者	府中市議会議員	相	原	博
賛成者	〃	重	田	益 美
	〃	村	木	茂
	〃	目	黒	重 夫
	〃	田	中	愼 一
	〃	手	塚	歳 久

(説明)

市議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年9月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の240」を「100分の220」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当)

第5条 省 略

- 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

償等に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（期末手当）

第5条 省 略

- 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の240を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略